

令和7年度北空知衛生センター組合監査計画

本計画は、北空知衛生センター組合監査委員規程（平成31年組合監査訓令第1号）第2条で規定する監査基準（深川市監査基準（令和元年深川市監査委員訓令第2号）を準用する。）に基づき策定する。

1 基本方針

監査委員は、北空知衛生センター組合の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と構成市町行政への信頼確保に資するため、監査基準に基づいた監査を実施する。

2 実施方針

（1）監査、検査、審査（以下「監査等」という。）の方向性

- ① 監査等の観点は、合規性及び正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性からも監査等を行い、適切な指導または助言を行う。
- ② リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度から重点的に行う項目を検討し、効率的かつ効果的な監査等を実施する。
- ③ 監査等の実施は、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制に留意して行う。
- ④ 監査等の実効性を確保するため、指摘事項等に対する対応状況の把握に努め、必要に応じ是正又は改善を求める。
- ⑤ 行政運営の透明性を高めるため、監査結果報告や審査意見は、適宜、組合内に周知するとともに、地域住民に分かりやすい情報提供に努める。

（2）重点項目

- ① 違法若しくは不当な事項又は改善を要する事項であって、金額的影響度等の量的重要性や公務への信頼性等の質的重要性が高いもの。
- ② 上記以外の事項で、それが発現した場合に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせることが考えられるもの。
- ③ 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部委託化された事業及び情報システム導入等により事務手順が大きく変更された事業。
- ④ 事務の適正な執行を確保するためのチェック体制を含めた基本的な事務処理のルールや手順。
- ⑤ その他、必要に応じて監査等の種類ごとに重点項目を定める。

3 年間計画

令和7年度は次のとおり監査等を実施する。

監査等は監査委員 2 人で実施し、事務局長以下職員 2 人が事務を補助する。

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

① 対象

令和 6 年度に実施した北空知衛生センター組合の事務事業とする。

② 実施予定時期

9 月

(2) 一般会計歳入歳出決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）

① 対象

組合長から審査に付された令和 6 年度一般会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類とする。

② 実施予定時期

9 月

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

① 対象

一般会計

② 実施予定時期

毎月 10 日から 15 日までの間

(4) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

① 対象

北空知衛生センター組合の事務事業の処理方法その他行政運営全般について、監査委員が必要と認めるときに監査を行うものとする。なお、テーマを設定して行う場合については、社会的課題や定期監査の結果、事務の執行における監査等の必要性等を勘案して実施する。

② 実施予定時期

定期監査に併せて実施する。

(5) その他の監査

(1) から (4) までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

4 実施計画

(1) 定期監査

ア 着眼点

北空知衛生センター組合が執行する財務に関する事務及び経営する事業

の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

- 1) 予算執行は適正に行われているか。
- 2) 各種契約は契約の競争性、公平性、透明性を確保しているか。
- 3) 補助金等は規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- 4) 公金収納が財務規則に則り適正に処理されているか。
- 5) 物品の出納保管は適正になされているか。
- 6) 事業は効率的かつ計画的に執行されているか。
- 7) 施設の維持管理は適正になされているか。
- 8) 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- 9) 事務処理のチェック体制は適正に行われているか。
- 10) 前回の監査で指摘した事項が改善されているか。

イ 実施スケジュール（予定）

9月

ウ 監査の講評

監査結果を決定する前に、監査委員が必要と認める場合、担当所管からの弁明・意見聴取の場として、監査委員による講評を行う。また、監査結果に基づき監査委員が措置を講じた場合、担当所管は措置状況を確認し、監査委員に改善状況等を報告する。

エ 監査の結果

監査結果は指摘事項及び意見を付して報告書にまとめ、11月初旬に組合長、組合議会に提出し、第2回組合議会定例会に報告する。また、北空知衛生センター組合公告式条例に基づく告示により公表する。

(2) 決算審査

① 一般会計歳入歳出決算審査

ア 着眼点

法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

イ 実施スケジュール（予定）

9月

ウ 審査の結果

審査結果は、意見を付して意見書にまとめ審査に付された日から60日以内に組合長に提出する。（組合長より、第2回組合議会定例会に決算認定議案に添付し提出）

(3) 例月現金出納検査

ア 着眼点

会計管理者が管理する現金の出納事務について、正確に行われているか検査する。

イ 実施スケジュール（予定）

毎月 10 日から 15 日までの間

ウ 検査の結果

検査結果は、報告書にまとめ組合長及び組合議会に毎月提出し、直近の組合議会定例会に報告する。

(4) 行政監査

ア 着眼点

監査委員が必要と認めるときは、事務処理方法その他行政運営全般について監査を行う。なお、テーマを設定して行う場合については、社会的課題や定期監査の結果、事務の執行における監査等の必要性等を勘案して実施する。

イ 実施スケジュール（予定）

定期監査に併せて実施する。

ウ 監査の結果

定期監査の結果と同様とする。

(5) その他の監査

(1) から (4) までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく監査を実施する。